

# バングラデシュ・ムスリムの自問自答

## ——「フォトワ判決」をめぐる混乱から考える（後編）——

高 田 峰 夫

(受付 2001年10月11日)

### はじめに

#### 1. 事件から「判決」へ

1-1. 事の発端から「事件」になるまで

1-2. 「判決」

1-3. 判決への反応

1-4. 判決の政治問題化

#### 2. 「判決」へ戻って

2-1. 「判決」の特徴

2-2. 「判決」から見た「事件」

2-3. 多様な要因と複数の対立軸

#### 3. 政治と NGO

3-1. 政治とイスラーム

3-2. 「NGO のせいだ」との主張

3-3. NGO の政治進出

3-4. NGO の変質と NGO 批判

3-5. NGO の陰謀？

#### 4. フォトワを認める人々

4-1. フォトワ肯定論

4-2. 司法制度の問題

4-3. 「実践するムスリム」または「市民社会の断絶」（以上、前号）

#### 5. フォトワとは？（以下、本号）

5-1. 女性問題としての「フォトワ」

5-2. 「フォトワ」≠フォトワ

5-3. フォトワとは？

#### 6. 法をめぐる問題

6-1. シャリーア委員会

6-2. 宗教法と市民法

6-3. ムスリム家族法

6-4. シャリーアと憲法

### おわりに

### 参考文献

### 英文サマリー

## 5. フォトワとは？

### 5-1. 女性問題としての「フォトワ」

ところで、NGO の政治的思惑は別として、多くの女性団体や人権団体は、

なぜ今回の「判決」をあそこで熱狂的に歓迎したのであろうか。理由は明確である。彼らは、言わば女性問題<sup>70)</sup>として「フォトワ」を捉え、「判決」は女性に対する人権侵害行為としての「フォトワ」を禁止したものとの視点から、女性のエンパワメントにとって大きな前進であると評価したのである。「判決」についての特集が、いずれも新聞の「婦人欄」の特集として組まれていること、この一点を取っても明らかであろうが、さらに特集のタイトルは、より一層鮮明にこうした捉え方を表明している。

「女性の人生に幸運：フォトワ禁止」

「フォトワの抑圧する権利を禁止」<sup>71)</sup>

これらの特集は、興味深いことに、いずれも数少ない女性記者が担当しており、さらに、すぐさま判決中の勧告を実施せよと迫ることまで、ほぼ共通している。彼ら（彼女ら）の視点からすれば、今回の「判決」がフォトワ一般を禁止したことは、しばしば女性に対して抑圧的な「フォトワ」を禁止したこととほぼ同義と捉えられているのであり、つまり、

“「フォトワ」=フォトワ”

として理解していることは明らかである。確かに、「フォトワ」の被害者に女性が多いことはまぎれもない事実だが、他方で、男性や団体がターゲットにされている例も多数ある〔高田2000b〕。また、女性問題として見た場合、「フォトワ」はそれほど大きな比重を占めているとは思えない。手元に統計的な数字がないので正確なことは言えないが、新聞の「女性虐待」特集でも、問題として取り上げられていたのは、第1に持参金がらみの問題、第2にレイプ事件であって、「フォトワ」がらみの問題は一切言及されていない<sup>72)</sup>。女性問題の視点からだけ「フォトワ」を捉えることは、この点から

70) 正しくは「女性に対する人権侵害問題」であろうが、以下、簡略に記す。

71) ジョノコント紙2001年1月9日女性欄、Star Magazine (The Daily Star 紙別冊)  
2001年3月2日特集。他に、ジュガントール紙2001年1月11日女性欄特集もほぼ同様。

72) ジュガントール紙2001年4月16日。また、KHAN[2001] のまとめでも、「フォトワ」がらみの問題は別に扱われているものの、圧倒的に多いのは家庭内暴力や ↗

しても無理があろう。

### 5-2. 「フォトワ」≠「フォトワ」

他方、女性問題に限定せずとも、「「フォトワ」=「フォトワ」」との捉え方をする論者は多い。比較的最近出版された『バングラデシュにおけるフォトワの歴史』は、バングラデシュにおける印パ分離以前から現在に至るフォトワの歴史を、文書資料を基にまとめたものであるが、ここでも結局は「「フォトワ」=「フォトワ」」の視点でまとめられてしまう<sup>73)</sup>。別の著作では[KHAN 2001]、一応「「フォトワ」」は狂信者の仕業であり「宗教を装った暴力」だとしつつも、「「フォトワ」」だけが取り上げられているために、そうでないフォトワがありうるよう見えず、結局は上記と同じ視点での理解に落ち着いてしまう。

しかし、こうした理解は極めて一面的である。「「フォトワなし」にはイスラームの人生が滞るのは必死である。それゆえ、特定のある誤った、もしくは不完全な「「フォトワ」」を理由に全ての「「フォトワ」」を不当とし、かつ「「フォトワ」」を出すことを罰則対象ないし違法とすることは、宗教的見地から正しいとはとても言えない」とウラマーたちは主張する<sup>74)</sup>。実際、多くのムスリムにとって、とりわけ「実践するムスリム」にとっては、日常生活の細部まで「「フォトワ」」を必要とする場合があり<sup>75)</sup>、まして婚姻関連の問題や遺産相続・財産分割の問題では、将来に禍根を残さないためにも、シャリーアに照らし

▽ レイプなどの事件であり、実際の女性問題として「「フォトワ」」が占める位置は比較的小さいと判断できよう。

73) HĀNNĀN [1999]。出版元は女性団体であるから、こうしたまとめ方も当然かもしれないが。

74) 「サウジ・アラブの首都リヤド在住バングラデシュ人ウラマー120人の声明」週刊ムスリム世界 (*Saptahik Muslim Jāhān*) 誌2001年3月28日号掲載。

75) 例えば、世界中を移動する人々が増えているが、ラマダーン月の断食の際には断食の開始と終了を搭乗地時間に従い決めるべきか、それとも降機地時間に従うべきか等、一般ムスリムには判断できない。この場合に行動の指針を出せるのは「「フォトワ」」である。

て手続き上の瑕疵がないかどうか慎重に疑問点を質しておく必要がある<sup>76)</sup>。こうした相談に対して出される助言こそ（少なくともバングラデシュのコンテクストでは）本来の意味におけるフォトワであった。これは、言うまでもなく「フォトワバジ」事件の暴力的・抑圧的「フォトワ」とは全く性質を異にするものである。つまり、本来は“「フォトワ」≠「フォトワ」”なのである。

そもそも、バングラデシュの場合に即して社会的問題とされたフォトワの変遷を見てみても、1992年までは言わば「政治的なフォトワ」が問題になっているだけであって、「フォトワバジ」の「フォトワ」が問題として浮上してくるのは1993年以降のことである<sup>77)</sup>。こうしたごく最近の現象でしかない「フォトワ」をフォトワ全体と同一視することは、歴史的経緯から考えても無理であろう。それがなぜ“「フォトワ」=「フォトワ」”とされたのか。「一部のNGOや反イスラーム的な人々が」意図的に混同したのだ、との主張がなされるのは、ある意味で当然の帰結であった<sup>78)</sup>。

### 5-3. フォトワとは？

意図的か否かはひとまずおくとして、こうした混同を招いた原因の一つはフォトワ概念の多義性にあるとの指摘があることに注意したい。すなわち歴史的には、①イスラームという宗教全般についての情報の取り扱い、②法廷に助言を与えること、③イスラーム法の解釈、この3つが同一のフォ

76) 「フォトワバジ」事件の最も悲劇的な例であったヌルジャハン事件でさえ、きっかけは彼女の父親が自ら進んでフォトワを求めに行つたためであることに注意すべきである。それだけ一般のムスリムにフォトワは必要とされているのである。詳細は高田[2000a] 参照。

77) ただし、「フォトワバジ」とは命名されていないものの、早くも1970年代には実質的に「フォトワバジ」事件に相当する例が登場していた点に注意を払う必要がある [高田2000b]。

78) インキラブ紙2001年3月1日掲載 *Āftāb Āhmād* の論説。

トワという言葉で取り扱われてきたとされる<sup>79)</sup>。これらは、部分的に重なるものの、基本的には全て異なり、時代的に比重が変わる。バングラデシュで問題になっているのは①～③のどれでもない「フォトワ」であり、それと③を混同しているとの批判が上がっているのである。また、フォトワのプロセスと機能から言えば、「主要な法学者によるフォトワ」と「公式ないし非公式のムフティによって出される大多数のささいなフォトワ」がある、との指摘があるが<sup>80)</sup>、言うまでもなくバングラデシュで混同されていると問題になるのは後者のみであって、前者は議論の対象にもなっていない。

さらに、フォトワを出せるのは厳密に言えばムフティ (*mufti*)だけだが、現在のバングラデシュにおいて、果たしてムフティとなる基準は何なのか、これがはっきりしないことが問題を一層複雑にしている。一部の論者は、かつてイスラーム国家で国家から指名されたムフティがフォトワを出していったことと、通常のマドラサ卒業生にはフィク (*fiqh*, イスラーム法学) 専攻者が極めて少なく、したがってフィクの専門家 (*faqih*) も少ないことを理由に、事実上バングラデシュでフォトワを出せる人などほとんどいない、と極論する<sup>81)</sup>。ところが、実際にはマドラサの最上級クラスのカミル (*kamil*) を卒業し、かつフィクの試験に合格すれば、ムフティになる最低限の資格要件は得たことになるとの議論があり<sup>82)</sup>、実のところそれほど明確な基準はなさそうである。また、仮にこの最低限の基準を満たせばムフティになりうるとしても、それだけの資格あるウラマーの数は限られてくる。

結局、全国に19万以上もモスジッドがあるとされるバングラデシュの状況と比較すれば<sup>83)</sup>、村にあるモスジッドのイマームの場合、大部分がこの基準を満たしていないと考えるべきであろうし、事実、カミルよりもかなり

79) Md. Khaled Masud, *The New Nation* 紙2001年1月17日論説。

80) Brinkley Messick, *The New Nation* 紙2001年1月18日論説。

81) K.L.Rahman, *The Independent* 紙2001年3月23日論説。

82) Sā'd Ullāh, ジョノコント紙2001年1月6日論説の議論参照。

83) 2001年6月26日、国会での答弁で首相のシェイク・ハシナは全国のモスジッド数191,620と言明した。ションバド紙2001年6月27日記事。

下のレベルでマドラサ教育を終了した人がイマームとなっている例は稀でない。他方、一般ムスリムにとってのフォトワの必要性を考えれば、こうしたイマームとて、自分はムフティではないからフォトワは出せない、とは言えまい。村で「尊敬されている人物」としてのイマーム（モオラナ）は「尊敬されている」からこそ、村人から相談を受けた場合、相談に乗ることが村のイマームにとって聖なる職務の重要な部分だと信じている村人の期待を裏切ることはできないだろう。

しかし同時に、ムフティの資格を持たない、つまりはイスラーム法についての知識の不充分なイマームがフォトワを出さねばならないのであるから、自信を持ってフォトワを出せるはずがない。誰か自分で身近なイスラームに「詳しい」人ないしは「信仰心の厚い」人に相談し、場合によつては共同でフォトワの案を練り、一方で自分の懸念を払拭しつつ、他方では自分の出すフォトワにさらなる権威付けをする必要があると考えることは容易に想像がつく。村でこうした人々とは、「ハッジ」（メッカ巡礼を果たした人に対する敬称）ないし自称「モウラナ」「モウロビ」しかいない。言うまでもなく、信仰心厚いとはいえ、これらの人には当該のイマーム以上にイスラーム（特にイスラーム法学）についての知識が限られている。だとすれば、それらの人々が下す判断の論拠は、結局、イスラーム法学ではなく、自分たちの慣れ親しんだ保守的な「実践するムスリム」としての価値観ないしは「村の論理」にならざるをえない。したがって、イマームが彼らと相談したからといってフォトワの内容がより「正しい」ものになるどころか、下手をすると一層問題ある「フォトワ」になりかねない。ここに「フォトワバジ」の産まれる一つの土壌がある<sup>84)</sup>。

---

84) 「正統派」ウラマーは、村の利権屋が利益追及のためイスラームの名を騙り「フォトワ」を出すから問題なのだと言う。「フォトワバジ」事件にこうした側面があることは確かだが、村の「フォトワ委員会」にはイマームやマドラサ関係者が加わっている例が報告されており[HANNAN 1999]、その意味で、こうした主張はイスラームを護らんとするがための議論になっていることに注意。

## 6. 法をめぐる問題

これまで、様々な側面から「フォトワ判決」をめぐる現代バングラデシュの状況を検討してきたが、しかし、フォトワがイスラーム法学の重要な要素であるとされる以上、法的側面からもフォトワ／「フォトワ」を考えてみる必要がある。

### 6-1. シャリーア委員会

今回の「判決」後、「判決」への対応をめぐる政治的二極化が2月3日の大集会から2月6日のブラモンバリアでの衝突にまで至り、「民主的」な市民の運動を標榜するNGO側に一方的に肩入れした政府の民主的とはほど遠い対応が批判にさらされるようになるや、与党アワミ連盟の中でも今後の対応をめぐって議論が闘わされたらしい。その直後の2月8日、与党は「ムフティ委員会」(Mufti Board)を設立する方向で動き出した、との報道が突然なされた<sup>85)</sup>。与党に対して反イスラーム的とのレッテルを貼る傾向が強まってきたことを懸念し、同時に与党の対応のまずさに対する批判を少しでもかわそうとした窮余の策だったのか。それに続いて具体的な設立に至る手続きまでが報道され、一時は動きが本格化するかとさえ思われた<sup>86)</sup>。実は、この種の委員会設置要求は、すでにかなり以前から政府に対してイスラーム勢力が要求していたものであり、今回の「判決」直後にも「判決」撤回と同時に「シャリーア委員会」(Sharia Board)設置要求が保守派ウラマーたちから出されていた<sup>87)</sup>。しかし、そのような主張を受け入れることはイスラームを法の世界に介入させることになるとして、これまで与党アワミ連盟は頑なにその種の要求を拒否してきた経緯がある。そこへ全く突然

85) The Independent紙2001年2月8日記事。「シャリーア委員会」との報道もあった。

86) ジョノコント紙2001年2月12日 Manir Hāyadār署名記事。

87) ジョノコント紙2001年1月8日記事。

に政府側からほぼ同種の委員会設置の意向が示されたため、「民主的」リベラル勢力を中心に大反発が起きたのは当然の結果と言えよう。2月18日の定例閣僚会議では、反発の大きさにあわてた政府与党が対応を協議し、急速「現政権は国内にシャリーア法を施行すること、ないしシャリーア委員会を設立することをしない」との談話が出された。ただし、そのままではイスラーム勢力に変心を批判されると判断したためか、「イスラームに詳しい人々によって委員会を設立することを考えている」との条件付撤回であり、同時に与党のイスラーム重視を強調した主張もなされ、かえって政府の何ともあやふやな姿勢が目立った<sup>88)</sup>。

他方、この無名の「委員会」を仮に設置するとしても、その成否は「委員会の構成と運用の形態いかんによる」し、委員会についての「ウラマたちや宗教に詳しい学者たちの国民的合意も」必要であり、「厳密に宗教的性格を持つものであるべきで、決して政治的であってはならない」との条件が付けられた<sup>89)</sup>。これは正論だが、事実上実現不能である。そもそも一方には、その種の委員会設置案は受け入れるべきでなく、逆に全ての宗教コミュニティーに等しく適応する「統一家族法」(Uniform Family Code)導入をこそ図るべきだ、とする強硬なりベラル派の主張がある。他方には、それと正反対に、「国内を代表するアレムとムフティたちから成る中央「最高ウラマー委員会」を設置」し、それを基に常設会議を開催すべきだ、との保守派ウラマーの主張がある<sup>90)</sup>。いずれにしても政府としては受け入れることはできないであろう。しかも、名称がいかなるものであれ、この種の委員会を設置することは高裁の「フォトワ判決」そのものに対立する、との主張もある<sup>91)</sup>。この議論が正しいとすれば、政府与党は一方で「判決」を支持するNGO主導のリベラル派市民勢力と協力し、他方ではその「判決」

88) ジョノコント紙2001年2月19日Ahmed Dīpu署名記事。

89) The New Nation紙2001年2月26日社説。

90) 注74参照。

91) 注62参照。

そのものと対立する委員会を設立するという、全く相矛盾する行動をとっていることになる。

しかし、そもそもなぜ政府与党がこのような元々問題あるとされてきた委員会を設置することまで検討しなければならなくなつたのか。その理由を探るためには、バングラデシュにおける法の一般的特性にまで遡って考えてみる必要がある。

## 6-2. 宗教法と市民法

現在のバングラデシュの法律は、法体系上は植民地宗主国イギリスの法律であったイギリス法から派生したものである[高田2000a]。それゆえ「イギリス型の法律がバングラデシュの社会的要請を満たすのに十分だとは言えない」<sup>92)</sup>、との議論が出てくるのは当然であろう。改善策として、間違った「フォトワ」が出されるのは困るから、「国の現行裁判制度において下級審での誤審に対応するため上級審があるように、宗教上の法規等の分野においても同様の制度を用意する必要がある」との提案がされた。これは前項で問題視されたシャリーア委員会をさらに緻密にして導入する議論であり、受け入れられるわけはないが、こうした議論が出てくるのも、無理はない側面がある。今回の「判決」以降一連の騒動で、実は多くの人にフォトワと裁判の区別がそれほど明確になつてない現状があることが明らかになってきたのである。

そもそも「判決」では、『フォトワは法的意見を意味するが、それは（合法的）権限ある（authorized）人物ないし当局の法的意見を意味する。バングラデシュの法体系は、実効性あるムスリム法ないし他の法についての法的意見に関連するあらゆる疑問に対し、それを決定する権限を唯一法廷にのみ付与している』（傍線筆者）とされていた。これは、逆に言えば、「権限（authority）を有する人物ないし一団ならフォトワを出せる」との解釈を

---

92) 注23参照。

可能にする<sup>93)</sup>。問題は、「権限」の有無を誰が何に基づいて決めるか、である。権限のない人が勝手に「フォトワを出したがために権限のない（その）人物を罰するということと、全てのフォトワ自体を禁止するということは、別のこと」であり、この混同は「判決」の欠点である、との主張が当初から中立派の学者により指摘されていた<sup>94)</sup>。これをもう少し進めて議論すれば、確かに「裁判をする権利は誰にでもあるわけではない」が、「ムフティがフォトワを出すのはそれとは別でムフティの権利であり、それを何人たりとも妨げることはできない」<sup>95)</sup>との主張になろう。この主張は、イスラームの側に立てば、まさしく正論である。こうした指摘はあちこちから上がり、与党アワミ連盟寄りのリベラル派ウラマーたちでさえ、「判決」についての声明では「この件はコーランとスンナに照らして解決されることを望む」と主張する中では<sup>96)</sup>、「判決」のように「権限」を市民法・司法当局の手に限定し、宗教の独立性を制限することなど、及びもつかない事態に立ち至ったのである。

他方、事実として、人々は宗教がらみで相談があれば、「ムスリムであればアレムたちのところへ、ヒンドゥー教徒ならばブラフマン等のところへ、クリスチャンは神父等のところへ赴く」のであり、「宗教上の法規ないし規制についての説明を（一般的）法廷がどのようになすのか、それについては明らかでない」、との批判がある<sup>97)</sup>。この批判には、明言されていないが、「もしムスリムの場合にフォトワを禁止するというなら、ヒンドゥー教徒やクリスチャンの類似の行為も禁止するのだな、そうすればどんな大問題になるか分かっているのか？」との恫喝にも近い指摘がその裏にあることは言うまでもない。しかも、この指摘はバングラデシュ社会の実態を踏まえた的確な指摘だけに、反駁するのが極めて難しい。結局、判事達が、「フォ

93) インキラブ紙2001年3月1日複数担当論説のうち、Āftāb Āhmād 執筆部分。

94) 注65参照。

95) Māolānā Muftī Mutīur Rahmān, インキラブ紙2001年2月8日論説。

96) The Independent 紙2001年2月6日記事。

97) 注23参照。

トワ」のことだけを考えたあまり「フォトワ」の持つ本来の広い意味を見損ない、「フォトワ」を否定するために「フォトワ全体を禁止する」判決を出すことが他の宗教コミュニティーまでも巻き込む極めて重大な問題を含意していることに思い至っていなかったとすれば、今回の「判決」は拙速の誇りを免れないであろう。

### 6-3. ムスリム家族法

ところで、先にシャリーア委員会に関する議論の中で、それに関連して「統一家族法」が言及されていた。なぜ、イスラーム法一般の問題が、家族法の問題とほぼ同一視されるのか、ここに「フォトワ」問題のもう一つの難しさがある。先に、バングラデシュの現行法では、ムスリムの場合の「私生活」(private life) はムスリム家族法に委ねられている、と記した。現在のムスリム家族法の基本的な法令は「1961年ムスリム家族法」であるが、この法令は年代から分かる通り旧パキスタン時代に成立したものであり、しかも、その制定に当っては当時のウラマーたちが「非イスラーム的である」と激しく反発した曰く付きの法令である[MONSOOR 1999]。なぜそれほど反発したのか、法令の中身を見ると、ある程度の推測はつく<sup>98)</sup>。同法 7 条は離婚に関する条文であるが、同条 1 項にはユニオン議長の介入がうたわれており、6 項には通称ヒッラ婚は不要である旨がうたわれている<sup>99)</sup>。1 項の方は、言うまでもなくムスリムの婚姻問題に世俗の権力が介入することを嫌ったためであるから理解しやすいであろう。他方、ヒッラ婚に関する規定は、しばしばヒッラ婚が「フォトワバジ」の中心的問題として登場してくることから重要な意味を持つのは明らかだが、なぜそれほどまでに大きな問題になるのか、一般には理解しにくい部分がある。そこにはイスラーム法学における法学派間の解釈の違いという、極めて特殊な事情が絡んでいる。

98) こうした議論の詳細については、SERAJUDDIN[1999] を参照。

99) 同法の詳しい内容については、MONSOOR[1999] と SERAJUDDIN[1999] の、いずれも付録収載の同法全文を参照。

バングラデシュ・ムスリムはその大部分がスンナ派ハナーフィー法学派に属している。ところで、SERAJUDDIN[1999]の説明するところによると<sup>100)</sup>、ハナーフィー法学派では同一時点でタロクを3回言う形式 (*talaq-e-bidat*) を罪深いものと考える一方<sup>101)</sup>、どのような形式であれ一度タロクが3回繰り返されてしまったら不可逆的（つまり、離婚が成立する）と考える。ところが、スンナ派シャーフィイー法学派とシア派は *talaq-e-bidat* を無効と考える。問題なのは、1961年ムスリム家族法の成立そのものの経緯が特異なことである。同法は、当初、草案に相当するレポートを提出した委員会のメンバーの適格性、そのイスラーム法解釈等々をめぐり、保守派イスラーム勢力から激しく批判を浴び、一時は成立の見込みが立たない状態だった。それを、民政を転覆して軍政を敷いたアユブ・カーン将軍に対し女性団体が、同将軍のモダニスト的傾向に直接訴えかけ、結局は非ハナーフィー法学派的解釈を導入した形で成立させたのだという。当時の、特にハナーフィー法学派が圧倒的に優勢な「東」パキスタンのウラマーたちは、「西」が押しつけてくる自分たちとは異なる法解釈に、より一層激しく反発したであろう。しかし、結局法案は成立した。その結果、現在のバングラデシュにおける「国の」（非ハナーフィー法学派的解釈に立脚する）ムスリム家族法は、「人々の」（ハナーフィー法学派的）法解釈と乖離することになってしまったのである<sup>102)</sup>。

冒頭の事例に戻って言えば、夫のサイフルは妻のシャヒダに対して一度

100) この問題をめぐる議論は同書第5章参照。また、Mohammad Nurunnabi Chowdhury, The Indepednent 紙2001年2月15日論説も参照。

101) なぜ「罪深い」と考えるのか、ハナーフィー法学派の法解釈に詳しい友人に確認したところ、離婚はイスラームで公認される行為中、最も嫌悪すべき、極力避けるべき行為とされるから、*talaq-e-bidat* を無思慮に行う男性に対しては、軽蔑すると同時に神を恐れぬ行為をなすとして厳しく批判する考えが、バングラデシュの、特に保守派ムスリムの間では根強いのだという。K. L. Rahman, The Independent 紙2001年4月13日論説も参照。

102) SERAJIDDOIN[1999:206]には、当時すでに保守派のモウラナたちから、こうした矛盾とその結果生じる軋轢への懸念が表明されていたことが覗われる記述がある。

にタロクを3回言ってしまった。これは無分別な罪深い行為であるが、一度タロクを3回言ってしまった以上は、すでに離婚が成立している<sup>103)</sup>。にもかかわらず、彼らは再び以前と同様の生活を続けようとした。これは婚姻関係にない男女が同棲していることを意味するから、さらに問題かつ罪深い。彼らの意向を汲み「正式に」婚姻生活を送れるようするには、「正規の」手続きを踏み、地域社会の人々からも承認を得られるようする必要がある。さもないと、彼らは恥知らずであり、（少なくとも地域の保守派が理解する意味での）イスラームを冒涜することになってしまう。「正規の」手続きとは、ヒッラ婚を行い、2人が正式に「再婚」できるようにすることである。だからこそ、地域の長老ハッジ・アジズは「良かれと思い」、家族と相談の上で、ヒッラ婚をするようにフォトワを出したことになる<sup>104)</sup>。こう考えればこの「事件」はそもそも事件でも何でもなかったことになるのである。

これに関連してもう一つ問題なのは、現在のバングラデシュでは、司法関係者の中に「ムスリム家族法」を通常の市民法の一部としてのみ解釈・適用しようとする姿勢が顕著であることだ。この立場に立てば、基本的には「家族法」の側面に圧倒的比重がおかれ、「ムスリム」の側面、ましてやムスリムの中での法学派の違いによる解釈の差異などは、一顧だにされないことになる。この姿勢は、フェミニズム等の立場に立って法を研究する人々の間で一層鮮明である<sup>105)</sup>。こうした姿勢からは、特に今回の「事件」のようなヒッラ婚がらみの問題は、初めから「フォトワバジ」「事件」として以外に議論・解釈される余地はなくなってしまう。しかし、村部を中心とした「実践するムスリム」の立場からすれば全く異なる理解がありうる

103) ここですでに「判決」とは決定的な解釈の相違が生じていることに注意。

104) 3-2（「NGOのせいだ」との主張）における「事件」についての「荒唐無稽」な解釈可能性は、このように考えた場合、むしろ極めて論理的なものとして立ち現れてくる。また、この解釈に立ち、かつ家族との相談が現にあった場合には、これは「フォトワバジ」事件ではなく、単なるフォトワだったことになりうる。

105) HĀNNĀN[1999], MONSOOR[1999], KHAN[2001] 参照。

のは先に見た通りである。こうした理解を、一方的に「進んだ」立場に立つ者の視点から、「遅れた」「野蛮な」「狂信的」等の形容詞を付けて一方的に断罪することで、果たして問題は解決するのだろうか。むしろ、そのような姿勢を取ること自体が、両者の間の「断絶」を深めるだけにならないか、その点を筆者は懸念する。

#### 6-4. シャリーアと憲法

イスラーム法シャリーアにしても、バングラデシュの一般の人々にとつてはそれがどの程度の範囲を指すものか、明確になっていない可能性がある。フィクについて、それをシャリーア（コーラン及びスンナ〔ハディース〕）との比較で慎重に検討した後、ある論者は「フィクを尊重するのは当然だが、それをシャリーアのように絶対視してはいけない」と主張する<sup>106)</sup>。こうした議論があらためて一般のジャーナリズムの中に出でてきたということは、逆に言えば、一般のムスリムにとって、シャリーアであろうと、それを解釈・検討して積み上げられたフィクであろうと、極端な場合には特定のモウラナが宣告した「フォトワ」だろうと、実はそれほど明確な区別がついていないことを疑わせるに十分である。さらに大変興味深いことは、この議論が報道されたのと同じ日、別の英字紙に通常ならば一般の人が目にすることが稀なイスラーム法学の議論が登場した。*Istihsan*（法的選好）をめぐるその議論は<sup>107)</sup>、これがハナーフィー、マーリク、ハンバルの各法学派で認められてきたことを記した後、さらに*maslahah mursalah*（無制約の大衆的利益）へと話しを進めて詳述し、最後を「法がテクストに基づき、もしくは*qiyyas*（類推）や*istihsan*によって成立しない場合には、法は*maslahah*ないし大衆の利益を基に作られる」と締めくくる。いずれの論

106) Said Rahmada, The New Nation 紙2001年3月21日論説。

107) Shah Abdul Hannan, The Independent 紙2001年3月21日論説。ちなみに、*istihsan*とは「法の文字通りの適用から結果しかねない何らかの厳格さや不正を避けるために、個人的意見（*ray*）を実践する一方法」とされる。

## 高田：バングラデシュ・ムスリムの自問自答

議も、一方でイスラーム法学に馴染みのない人々（どちらも英字紙であることを考えれば、都市の「進んだ」人たち）に対しイスラーム法学の啓蒙を行うと同時に、他方で、いずれも法的解釈の「柔軟性」と「寛容」を説くことで一致している。これは偶然の一一致だろうか。そうではあるまい。この時期は最高裁の上審が「判決」の執行停止期間として指定した1月14日から5週間（2月18日）を経てほぼ1ヶ月が経過した頃に当る。その時期になっても上審が何の判断も下さない状況を見て（見かねて？），たとえ示し合わせたわけではないにせよ、いずれも一方ではイスラーム勢力側に法的解釈で柔軟な対応をそれとなく促しつつ、他方では上審側に何らかの決断を迫ったと考えるのはうがち過ぎだろうか。

保守派イスラーム勢力側からは、全く逆の動きも生じてくる。ほぼ同時期に2つ別々のイスラーム原理主義系雑誌に、別の論者の手になる、しかしほぼ同一内容の主張が登場する。端的にいえば、今回の「フォトワ判決」は違憲なのではないか、との議論である<sup>108)</sup>。バングラデシュ憲法は、独立当初のセキュラーなものから、1977年憲法改正により、前文が「全能なるアッラー、ナショナリズム、及び社会主義、ただし経済的社会的正義をそれは意味するが、これらへの絶対的信頼と信奉」で始まるように修正された。またそれに合わせて、憲法第8条には「全能のアッラーへの絶対的信頼と信奉こそが全ての行為の基盤となるべき」との条項も含められた。さらに、1988年にはイスラームが国教と制定されている。これら全てを論拠として、こうした基本原則に反するいかなる判決も無効であり、むしろ憲法違反としてその罪を問われねばならない、との議論が出てきたのである。

現行憲法の最も基本的な条文を基にしたこれらの主張は、今回の「判決」をめぐる一連の論議の到達点とも言えよう。この結果、上審に残されている選択肢は極めて限られたものになってしまったようだ。すなわち、「判決」に疑問を付し高裁に審理を差し戻すか、場合によっては憲法改正論

---

108) HAQ[2001] 及び注74参照。

議に踏みこむ覚悟で「判決」を認めるか、である。議論が突き詰められた結果、この他の道は事実上ほぼ閉ざされた形になっている。しかし、前者を選択すれば、この「判決」を「画期的」だと大歓迎し、その勧告内容を即座に実行しろと迫るリベラル派の女性団体、人権団体、そして何よりも「市民」の名で強力な運動を起こしたNGOの大反発を浴びることは目に見えている。しかも、一度出した「画期的」「判決」が否定されれば、その反動として影響は多大なものになることが予想されるから、それらの反発も並大抵の規模では済まない可能性が十分にある。他方、後者を選択することは、それ自体ほぼ不可能である。なぜなら、同国のマジョリティーであるムスリム大衆の意向に（迎合したのではなく）沿う形で、徐々にイスラームを強調する形に憲法改正がなされてきた経緯があり〔高田1996, 1997〕、それを逆の方向に戻すのは少なくとも当分の間は無理だというのが、リベラル派・保守派を問わず、ほぼ一致した見方だからである。

ムフティ資格をめぐる議論を初め、イスラームをめぐるこの種の議論は、一般的の（特にリベラル派）ジャーナリズムにおいて、これまでほとんどなされたことがなかった。今回の「判決」が大きな社会的问题になって、初めてこの種の議論や解説が溢れるようにジャーナリズムに登場してきたのである。逆に言えば、一部の専門家を除き、大部分の人はこの程度の知識もなく、フォトワ／「フォトワ」を云々してきたことになる。特に、「進歩的」都市ミドルクラス以上の人々は、イスラームを国教としムスリムが圧倒的マジョリティーを占めるバングラデシュにおいてムスリム「である」こと自体が一定の意味を持つという含みから、これまで自分たちがムスリム「である」ことを誇りはしても、実際にはその中身を突き詰めることもなければ、「実践するムスリム」のように日々の生活の中に信仰を一体化させても来なかった。否、むしろ日常生活の大部分の場面では無意識のうちに生活と信仰とを分離させようとしてきたのだった。それだけに、今回の「判決」をめぐる一連の騒動と、それを契機に溢れるように現ってきた議論や解説は、いわば彼ら自身の在り方への詰問として立ち現れてきたのでは

## 高田：バングラデシュ・ムスリムの自問自答

ないか。彼らは、いかにして、どのような方法で、単にムスリム「である」ことを超えて、内容を伴った独自の形でイスラームを「実践」に移すのか（実践するつもりがあるのかどうか），それを問われているのであろう。

様々な議論や解説が出たことで、話しの整理がついた部分もあり、少なくとも人々のフォトワ理解は深まったが、それと共に多くの人々は口を開ざすようになった。「判決」には、自分たちが当初考えていたよりも遙かに複雑かつ深刻な問題が含まれていることに、ようやく人々、特に都市の「進んだ」人々が気付き始めたのである。

### おわりに

今回の騒動の中で、バングラデシュにとっていくつか根本的な問題が改めて問い合わせられることになった。それは、現在のバングラデシュで圧倒的に存在感を増すNGOの在り方であり、NGOと政治の関係であり、政治と宗教の関わりであり、「進んだ」（ムスリム）エリートと「実践するムスリム」との間の「断絶」であり、司法（市民法）とイスラーム法との関係であり、結局はバングラデシュという国 の在り方そのものである。しかし、そうした中で何よりも大きな問題として浮上しているのは、同国のマジョリティーを占めるムスリムの人々にとって、今再び自らのアイデンティティが問われていることであろう。その問いは、かつて一部の論者が熱狂した「ベンガル対イスラーム」の二者択一論とは全く異なる次元にある。すなわち、一方でNGOや「民主的」市民の動きがあり、英國法に源流を持つ司法（市民法）の思考があり、つまりは近代西欧的な意味での「セキュラー」な「普遍的」「民主主義」の動きがあり、それをさらに一層推し進めようとする「グローバリゼーション」という名の圧倒的な圧力がある。他方で、それとの直接対決を避けつつも脈々と続き、そしてまた「実践するムスリム」の間には深く底まで浸透した、イスラームの強力な生命力と、（ベンガルではなく）バングラデシュなりの独自性を模索しようとする必死の動きがそれと微妙に重なりつつ続いている。しかも、近年のイスラーム世界のグロー

バル化は、先の「グローバリゼーション」とは別の意味でバングラデシュにもますます影響を及ぼしつつある。こうした狭間で、バングラデシュ・ムスリムが、とりわけ「進んだ」人々が、ムスリムであることを大前提としつつ、どのように自分たちのアイデンティティを構築しようとするのか、今それが問われているように思えてならない。

(2001年5月2日校了)

付記： 2001年10月に総選挙が行われ、それまでの与党であったアワミ連盟が敗退し、BNPとイスラーム原理主義政党を中心とする野党4党連合が地滑り的勝利を収めた。現地のジャーナリズムではアワミ連盟政権終盤の暴力・不正の横行に国民が強い嫌悪感を抱いていたことが主要な要因として取り沙汰されている。しかし、選挙戦の最中である9月にニューヨークでいわゆる「同時多発テロ」が発生し、その後のアメリカ政府の対応（特に、初期のややファナティックな「十字軍」発言等）をめぐってイスラーム諸国では逆に反発が強まったことは報道を通じて日本でも知られている。現地にいなかつたため確実なことは言えないが、こうしたムスリム意識の高まりがイスラーム原理主義政党を含む野党4党連合に予想外の大勝をもたらす重要な要素となった可能性は大きいと思われる。

選挙戦途中から、野党4党連合支持者によると見られるヒンドゥー教徒への脅迫事件が各地で頻発し、また選挙結果が公表された直後からは、独立戦争以来とも言われるヒンドゥー教徒に対する大規模な暴力的迫害事件まで発生するに至っている。ヒンドゥー教徒がよりセキュラーな政党として旧与党アワミ連盟を支持する傾向が強いことから、こうした事件を「旧与党対野党」の文脈で理解しようとする「知識人」は多いが、こうした理解には明らかに限界がある。なぜなら、同じくアワミ連盟支持傾向があるとされるヒンドゥー教徒以外のマイノリティーに対し、その種の事件は起きていないからである。また、ヒンドゥー教徒への脅迫の発生時期は、アメリカによるアフガニスタン軍事侵攻が急激に現実味を帯びてきた時期とも一致する。すなわち、これもムスリム意識の高揚が歪んだ形で身を結んだものであると考える方が妥当であろうし、また、この点は予想外の選挙結果に対するムスリム意識の高揚の影響を考慮すべき根拠となるのではなかろうか。

「フォトワ判決」に関して言えば、この判決に当初から最も激しく反発して抗議行動を繰り広げ、そのために一時は党首と幹事長が逮捕されるに至ったIOJが、今回の選挙で勝利した4党連合の一部として政府与党となった。このことにより、（司法独立の原則があるとはいえ）今後の上審での審理は一層困難になることが予想され、その行方が注目される。

高田：バングラデシュ・ムスリムの自問自答

なお、本稿は、広島修道大学2000年度派遣研究員としてバングラデシュで行った研究成果の一部を成す。派遣研究を承認してくれた広島修道大学及び人文学部構成員諸氏に記して謝意を表したい。  
(2001年10月31日)

参考文献

- AHMED, Shamim, 2001, "Deadly Politics", "Dhaka Courier", 2001年2月16日号, pp. 8-9.
- AMIN, Aasha Mehreen & Lavina Ambreen AHMED, 2001, "Putting an end to an illegal practice", "Star Magazine", 3月2日号, pp. 4-13.
- HĀNNĀN, Mohāmmād, 1999, "Bānglādeshe Fatowār Itihāsa", Bānglādeh Nārī Pragati Sangha, Dhaka.
- HAQ, Muhāmmad Shamasul, 2001, "Fatowār rāy niye dharmīya o sāngbidhānika bishlesana", "Māsik kābār pathe" (月刊カーバへの道), 2001年3・4月号, pp. 26-28.
- KHAN, Saira Rahman, 2001, "The Socio-Legal Status of Bengali Women in Bangladesh", University Press Ltd., Dhaka.
- 古賀正則, 1999, 「インドのNGOの現状と課題」『駿台史学』107号, pp. 1-50.
- MONSOOR, Taslima, 1999, "From Patriarchy to Gender Equity : Family Law and its impact on women in Bangladesh", University Press Ltd., Dhaka.
- QUADER, Abdul, 1995, "The Functioning of Village Courts in Bangladesh", Bangladesh Academy for Rural Development, Comilla.
- RAHMĀN, Miju, 2001, "NGO-der tārget dharma sangskār o rājanīti niyantran?", "Robabār" (週刊ロビバル), 2月11日号, pp. 13-15.
- RASHID, Harn-ur, 2001, "Role of NGOs in Bangladesh", "Dhaka Courier", 2月16日号, pp. 30-31.
- SERAJUDDIN, Alamgir Muhammad, 1999, "Shari'a Law and Society : Tradition and change in the Indian subcontinent", Asiatic Society of Bangladesh, Dhaka.
- 高田峰夫, 1996, 「バングラデシュ・ムスリムのアイデンティティーに関する一試論——歴史的概観による再検討——(前編)」『広島修大論集』37巻1号(人文編), pp. 219-255.
- \_\_\_\_\_, 1997, 「バングラデシュ・ムスリムのアイデンティティーに関する一試論——歴史的概観による再検討——(後編)」『広島修大論集』37巻2号(人文編), pp. 339-370.
- \_\_\_\_\_, 1998, 「ムスリムである／ムスリムになる——バングラデシュにおけるアイデンティティーの表出・確認・(再)創造——」『広島修大論集』38巻2号

- (人文編), pp. 441–491.  
\_\_\_\_\_, 2000a, 「フォトワバジ——バングラデシュ・ムスリム社会の新現象小考——」『修道法学』22巻1・2合併号, pp. 125–164.  
\_\_\_\_\_, 2000b, 「フォトワバジ・NGO・イスラーム——グローバリゼーション時代のバングラデシュ——」『修道法学』23巻1号, pp. 49–95.  
WEHR, Hans, 1976 (1961), “Arabic-English Dictionary”, edited by J. M. Cowan, Spoken Language Services Inc., New York.

## Summary

### Bangladeshi Muslims Talking to Themselves : A consideration on the disturbance following the issuing of a verdict on “*Fatwā (bāj)*”

TAKADA Mineo

On the January 1<sup>st</sup> 2001, the High Court Division of the Bangladesh Supreme Court issued a verdict in a case which dispute the continuity of a Muslim marriage. Following the nationwide disturbances which happened just after the verdict was issued, this essay tries to declare why such a small case concerning a very private issue caused such a great response.

In section 1, we follow the process from a private dispute about the continuity of marriage turning to a legal case, and then the issuing of a “verdict” on the case which change the case to a “fatwa case”. We also follow the process by which journalists and the so-called “civil force” responded to the “verdict”, and how this verdict became a political issue.

In section 2, we look close at the “verdict”. Looking at the details of the “verdict”, and on the whole process by which small dispute turned into legal case, and, then to a “fatwa case”, and finally to a “verdict”, the author points out

the existence of various important factors as well as a multiplicity of disputes centering around the “verdict”.

Through the survey of the previous chapters, we found that the relationships between national politics and Islam, and between politics and NGOs, play great roles in this matter. Among these, Section 3 concentrates mainly on the relationship between politics and NGOs. Examining the statements of NGOs and of critics, it is suggested that the advancement of NGOs to the political arena after the issuing of the “verdict” reflects the changing nature of the NGOs themselves, especially as regards their movement into the commercial area. It is also suggested that the people of Bangladesh may have to reconsider the very nature and meaning of NGOs in Bangladesh in the near future.

Section 4 deals with the people who subscribe to *fatwa*, but not the controversial “*fatwa (baj)*”. Some letters and articles from papers and magazines are introduced which insist on subscription to *fatwa*. The author points out the existence of “practicing Muslims” who are quiet but large in number. The existence of a hidden but deep gap between “advanced” people and “practicing Muslims” in Bangladesh society is also pointed out.

Section 5 deals with the problem of the perception of *fatwa* itself in Bangladesh Muslim society. There is a clear tendency that the “advanced” people see *fatwa* only as a problem related to depression in women. This is not the case in reality, of course. It is suggested that the central point of dispute on this matter regards the judges irrespective attitude between *fatwa*, a kind of suggestion issued by the *muftī*, and “*fatwa*”, a special kind of oppressive verdict issued by self-styled *fatwabāī*.

Needless to say, as *fatwa* itself is a part of Islamic jurisprudence, we must see the problem with regard to this fact. The last section is devoted to *fatwa* as law and to the relation between *fatwa* and civil laws. Starting with the problems related to the disputed “Sharia Board”, the subtle and rather ambivalent

relationship between religious laws and civil laws are explored, as well as some hidden problems in the Muslim Family Laws in Bangladesh. Finally, the discussion reaches a crucial problem regarding relationship between Sharia laws and the Constitution of Bangladesh. The whole discussion suggests that the vague attitude of the so-called “progressed” people is questioned and challenged by the dispute surrounding this fatwa case, seems that they are once again urged to think about their own social identity in contemporary Bangladesh society.